

### 第53回 益田市個人情報保護運営審議会会議概要

と き 平成30年8月8日 14:00～

ところ 本庁舎三階大会議室

(事務局) それでは会に先立ちまして、総務管財課長の山本が御挨拶申し上げます。

(課長) 総務管財課の山本と申します。よろしく申し上げます。

本日は大変お忙しい中、またすごく暑い中こうしてお集まりいただきまして誠にありがとうございます。この審議会は、個人情報の収集、目的外使用、外部提供の妥当性等について審議していただきますと共に、個人情報の取扱い及び公表の状況等について監督を行っていただくというものでございます。本日は目的外使用について2点の議題を提出させていただいております。またその後、附属機関の見直しについて説明させていただきたいと思っております。近年、個人情報や行政情報公開等の取扱いにつきましては、ますます関心が高まっている所でございます。管理運営につきましても細心の注意が必要であり、慎重に行うことが求められている所でございます。これに対応するため審議会も含めて附属機関の見直しについて検討している所でございます。この点について話させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

(事務局) それでは、会長のごあいさつに引き続き会議に入りたいと思っております。田原会長よろしくお願いたします。

(会長) 皆さんこんにちは。暑い中、熱中症にもならず無事来ていただきましてありがとうございます。審議会も53回目ということですが、おそらく今回を含めて議会で個人情報保護運営審議会の役目を終えました後で。附属機関の見直しということであると思っておりますが、今年度いっぱいなんとか皆さん頑張ってください審議の方よろしくお願したいと思っております。

それでは議事に入ります。議題1「個人情報の目的外利用について」  
「第2期益田市子ども・子育て支援事業計画作成に係る利用希望把握調査について」の説明をお願いいたします。

(石田) 子ども福祉課の課長をしております石田と申します。よろしくお願いたします。では、説明させていただきます。

資料を御覧いただければと思っております。第2期益田市子ども子育て支援事業計画作成に係るニーズ調査についてという内容になっています。まず、1番目調査の目的です。益田市子ども支援事業計画につつま

しては、子育て支援法第61条に基づきまして、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大、療育保育の質的改善、③地域の子ども子育て支援の並列を目指すことと、併せて益田市次世代育成支援育成行動計画というのがありましたが、そちらの内容を継承することによりまして、子どもの最善の利益を実現する社会を目指す為の総合的な計画を示したものとなっております。この計画につきましては第1期を平成27年度に作成をしまして、計画としては5年の計画になります。そちらの計画が31年度末をもって終了することに伴いまして、第2期の計画を作成する必要があります。作成にあたりまして利用希望把握調査、以下ニーズ調査と申しますが、それを実施しまして計画の方に反映させる基礎資料として使用することを目的としております。

2番目、調査区時期です。ニーズ調査につきまして配布及び回収の時期を平成30年11月～12月で予定しております。

3番目、調査内容についてです。こちらの計画につきまして就学前児童の保護者及び就学児童の保護者の子育ての実態や、子育てに関するニーズ、日常生活の実態について調査をするものとなっております。

4番目、調査の概要についてです。こちらに記載しております人数につきましては平成30年4月現在の人口から算出しているものと御理解いただければと思います。調査対象者及び抽出方法になります。①～④まで調査対象者及び抽出方法を考えております。まず①についてです。市で入所決定をしております就学前児童の保護者、こちら対象児童数が1800人程度となっております。実際入所決定をしている施設としましては、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用している児童の世帯となります。

②番、市で入所を決定していない就学前児童の保護者、こちら対象児童数が約300人となります。こちらについては住民基本台帳から幼稚園、保育所、認定こども園などを利用していない児童を持つ全世帯を抽出するという形で考えております。こちらについては具体的には市が認可していない認可外保育施設が市内には医師会の方にさくらんぼ保育所、松ヶ丘に海に見える保育所、日赤の方に事業所内保育所など認可外の保育施設があります。そういった施設の児童の保護者については市の方で把握しておりませんので、その方等の対象という形になっております。

③番、市で入会決定している放課後児童クラブ児童を持つ就学児童の保護者になります。こちらの対象児童数が今約400人となっております。こちらにつきましては、放課後児童クラブの方へ入会されている児童をもつ全世帯という形になります。

④番、放課後児童クラブ未設置校区の児童をもつ就学児童の保護者ということで現在益田市では、11校区、16クラブを開設しております。この中で400人ほどクラブを利用されているんですが、そ

れ以外の地区に住まわれている児童を持つ世帯を中心とするという形で考えております。下に補足事項と書かせていただいております。上に挙げました②、④の調査対象についてのみ住民基本台帳からデータを抽出して郵送等で人数調査を実施しようと思っております。調査対象者については、兄弟姉妹等の関係もありますが多少人数等が前後する形になるかと思えます。続きまして、裏面を見ていただければと思います。(2)の配布開始方法につきまして、先ほどの①から④の対象と同じ形になるのですが、また①から説明させていただきます。

①、市で入所決定している就学前児童の保護者につきましては、各施設を通じて配布回収を行うという形になります。人数調査の調査表につきましては、入所人数等が把握出来ておりますので、宛名等はなく必要な枚数だけを配布するという形をとります。

②、市で入所決定していない就学前児童の保護者については郵送で配布回収を行うという形でしております。こちらにつきましては住民基本台帳から抽出したデータを元に調査票の宛名等の記載を考えております。

③、市で入会決定している放課後児童クラブの児童を持つ就学児童の保護者につきましては、放課後児童クラブを通じて配布回収という形を考えております。こちらにつきましては調査票の宛名等は記載なしということで考えております。

④、放課後児童クラブの未設置校区の児童を持つ就学児童の保護者につきましては、郵送により配布回収を行うという形になります。こちらにつきましては住民基本台帳から抽出しましたデータを元にニーズ調査の調査票の宛名等を記載したものを配布という形になります。下に補足事項と書かせていただいております。上記の①から④の実施につきましてインターネット、島根電子申請回答フォーラムを用いて回答も可能という形で考えております。イの所、調査票につきましては無記名、住所生年月日も無しという形で個人を特定する内容につきましては回答を求めないニーズ調査の調査表と考えております。

続きまして、(3)集計、分析についてです。集計分析につきましては業務委託をしようと考えております。委託業者につきましては、市において回収しました調査票を電子データの内容について集計分析を行うという形で考えております。個人情報は一切含まないと考えております。

続きまして5番、データの内容及び管理についてです。

(1)データの内容につきましては、①氏名、②郵便番号、③住所、地区名、バーコードなどを含む、④生年月日という所で内容は考えております。

(2)のデータ管理につきまして、当該調査以外につきましては利用しないという形になります。データにつきましては、子ども福祉課の方で管理をしまして、終了後速やかにデータを削除するという形に

なるかと思えます。

(3) データの受け取り方法及び、その利用方法についてですが、こちらのデータにつきましては情報政策課よりデータで受け取り、利用するという形になります。住民基本台帳から抽出したデータにつきましては、子ども福祉課において宛名ラベル等を作成して郵送の為のデータにすると考えております。以上になります。

(会長) どうもありがとうございました。今の説明に対して何か質問や、よく分からない点がございましたらお願いします。また、意見でも結構です。今ので全部分かりましたか。

(委員) ちょっと聞いていいですか。データの内容で氏名とか生年月日とありますが、これは保護者の方のでしょうか。

(石田) 入所児童を把握しないとイケませんし、その入所児童の保護者の方も把握しないととなりますと世帯の情報、親御さんもお子さんもということになります。

(会長) 何か質問はありますか。処理に関しては名前とか外してってことですか。

(石田) そうですね。抽出したデータについては一切。調査票についても名前等の欄は一切設けずに、あくまでも郵送の為だけに情報を見せていただきたいということです。

(会長) ②と④の郵送の為に、そのデータを抽出するというものですから。何かございますか。

(委員) 補足事項の所、ちょっとよく分からないんですけど、調査票について無記名という所と、データの内容に氏名住所とかそういう所が分からないので教えていただけますか。

(石田) (2)の配布回収の所の調査表については無記名と書かせていただいております。ここはあくまでもニーズ調査のアンケートの内容について無記名という形になりますので、下のデータの所については、氏名住所という所は郵送の為のデータ抽出の為のデータ内容となります。あくまでも調査表には個人情報が含まれる内容は含まないというのは御理解いただければと思います。

(委員) バーコード番号があると結果的には分かるということですか。

(石田) 郵送に際しては、郵便局で番号があれば楽に仕分けが楽に出来るということで配布の際はそういったこともあります。

(委員) 返ってくる内容については、無記名で返ってくるんだけど、送るときには誰に送るかというのが出ますよね。そういった整合性というのは、送るときにはあれだけ返ってきた内容は誰が書いたか分からないのですか。

(石田) 一応、返信用の封筒なりを入れて御回答いただこうと思うのですが、中身は全部取り出して、中身のニーズ調査表には名前は書いていないのでそれを取り出して、別々に管理しようと思います。その人が書いた物というのは届いた時には分かるのですが、それ以降は分けていっしょくたにして調査表は調査表として一括で管理しようと思います。どなたが書いたというのは、そこまで記載するというのは考えておりませんので、市の方に返送される方もおられると思うんですが、その時には住所を書かれる方もおられますので、どなたが出したかというのが分かってしまうかもしれないですが、中身を出してそれ以降は誰が書いたか分からないようにと考えております。

(会長) 用紙には何も書いてないということですね。バラバラにしてしまえば分からないということですね。

他に何かございますか。ないようでしたら(1)のAについて承認される方は挙手をお願いします。

#### 【挙手全員】

(会長) 賛成多数ということでAについては承認されました。どうもありがとうございました。

では、次にイの「益田市住生活基本計画策定に係る基礎調査業務における市民アンケート調査の実施について」の建築課の方から説明をお願いいたします。

(山路) 建築課の管理係長をしております山路と申します。よろしく申し上げます。説明させていただきます。

まず、資料が2枚お手元にあるかと思います。「益田市住生活基本計画策定に係る基礎調査業務における市民アンケート調査の実施について」と、もう1枚が「市民アンケート調査地区別配布数」と2枚あります。

それではまず1番目、調査の目的から説明させていただきます。益田市におきましては、国土交通省から出ております公営住宅等関連事業推進事業制度要綱第2に規定されております住宅マスタープランと

して、平成21年度に益田市住宅基本計画を作成しております。この計画は、10年の計画ですので、平成30年度までとなっております。これに変わる新たな計画といたしまして、住生活基本法に基づいて作成されました全国計画の住生活基本計画と、島根県住生活基本計画に則して作成します市町村計画といたしまして益田市住生活基本計画を来年度の策定予定としております。この計画を策定するために必要な基礎調査となります市民アンケート調査を今年度実施しまして、当該計画に反映することを目的としております。

2番目の調査時期ですが、このアンケートの配布及び回収につきまして今年9月から10月を予定しております。

3番目、調査の内容ですが、市民の住宅や住生活に対する意識、意向を把握しまして、住生活基本計画及び今後の住まいや街づくり政策等の検討のための基礎資料とすることを目的としまして市民を対象としたアンケート調査をする内容でございます。

4番目、調査の概要です。(1)番調査対象者ですが、あと1枚の資料も見ただけだと思います。調査対象者は20歳以上79歳以下の市民約2000人を対象として実施したいと考えております。この内訳といたしましては、まず一般的なアンケート調査で約95パーセントの信頼度を得るための必要標本数としまして今回の対象者数は益田市全体の人数32,938人で算出した場合、約1,030人となります。今回のアンケートでは回収率を約50パーセントと見込んでおりますので対象者を約2,000人と設定いたしました。

益田市住民基本台帳より20歳以上79歳以下の市民の内、地区別、年齢別、男女別の人口規模に応じて抽出をいたします。また、各地区の標本数は、最低10人程度はいただきたいと考えておりますので、回収率を約50パーセントと見込むことから各地区最低20人とするための抽出数調整を行っております。これが地区別配布数の資料を見ただけですと、地区ごとの人口割合でいきますと抽出数という所の数字になるのですが、ここで20人を下回る地区につきましては20人となるように調整数をプラスしております。それで合計としてはちょっと上乗せされて2,058という数字になっております。

(2)番、配布回収方法ですが、配布及び回収はいずれも郵送とします。配布につきましては、郵便番号、住所、氏名が記載されました宛名を、益田市住生活基本計画策定に係る基礎調査業務の受託者に封筒に貼っていただきまして益田市が郵送するという形を取ろうと思っております。回収につきましては、返信先である建築課の住所が印刷されました返信用封筒を配布時に同封いたします。先ほども出ましたが回収率は約50パーセントと見込んでおります。

裏面に行ってくださいまして、(3)集計分析ですがこれは受託者が行うことといたします。

最後に5番ですが、データの内容及び管理につきましてはデータの

内容は、氏名、郵便番号、住所、世帯主の氏名であり、データの管理といたしましては、本アンケート調査以外の目的には使用いたしません。以上でございます。

(会長) 説明ありがとうございました。それでは、今の説明に対して質問がありますでしょうか。ご意見などございましたらお願いします。

(委員) 回収率が大体50パーセントというのは、こういうものは大体50パーセントなんですかね。

(山路) 今、依頼しているコンサルさんに確認すると50パーセントぐらいが今までの実績だという所です。別の市では、もう少し低い数字が出ているんですが、50という数字で考えております。

(委員) 受託者というのは市内の業者さんですか。

(山路) 今回は、市外の業者に決まったんですけど。

(委員) 情報が漏れないような契約なんですか。

(宮川) 業務委託の契約書の中で、個人情報の取扱いに係る特記事項というのがございまして、契約の中では秘密保持の項目があります。

(事務局) 契約の中では、罰則は謳っていないですけど、上位の個人情報保護法という国の法律の中で、その規定がされています。

(会長) 他には何かございませんでしょうか。

(委員) データの管理は建築課が管理されるんですかね。

(山路) それは、建築課で管理します。

(会長) データの内容として、ラベルを作るデータだけが残っていますが、抽出の段階で年齢とか住所、氏名とありますがそれはその時点で。

(山路) 無作為に抽出した内容のものももらいます。

(会長) 受け取るデータは1から4なんですね。例えば、アンケート用紙の方に個人が特定出来るような情報が含まれていますか。

(山路) 男女と、何世代なのかと、住んでいる地区までです。

(会長)            そうですか。何か他に質問などありましたらお願いします。  
                  よろしいですか。特に個人が特定できるものはアンケート用紙には  
                  ありませんでした。これで承認される方は挙手をお願いします。

**【全員挙手】**

(会長)            どうもありがとうございました。

(会長)            では、議題2「附属機関の見直しについて」の説明をお願いいたし  
                  ます。

(事務局)        それでは附属機関の見直しについて御説明いたします。これまで個人  
                  情報保護の円滑かつ適正な運営の実施については、個人情報保護運  
                  営審議会が、行政情報公開及び個人情報公開の審査請求に係る諮問案  
                  件については行政情報公開不服審査会というもう一つの諮問機関で行  
                  っておりました。それぞれやっていたんですが、昨今、さまざまな法  
                  改正等に伴いまして、附属機関の見直しを行いたいと考えております。

                  まず1番、見直しの内容なんですが、益田市情報公開個人情報保護  
                  審査会という新しい附属機関を新設して、今ある個人情報保護審議会  
                  と情報公開不服審査会を廃止いたします。新審査会の委員は弁護士及  
                  び大学教授等を中心とした専門的な識見を有する方5名を市長が委嘱  
                  することとして、任期は2年としたいと考えております。定例会を年  
                  3回、6月、9月、2月としておりますが、おおよそこのくらいとい  
                  うことで年3回と考えておりまして、その他にそれぞれに係る審査請  
                  求に係る諮問があった場合はその都度開催するというように考えてお  
                  ります。

                  2番目に、これまでの各会の状況等です。個人情報運営審議会につ  
                  きましては、地域代表の市民の方15名です。個人情報の新たなリス  
                  トの作成や目的外利用及び外部提供等についての妥当性の審議を行っ  
                  ていただいております。個人情報の取扱い及び公表状況等の監督。  
                  これも任務としてありました。会は定例会2回、8月又は9月と2月  
                  又は3月に開催をしてしております。もう一つの行政情報公開ですが、  
                  これは弁護士、大学講師、民事家事調停員と個人情報保護運営審議会  
                  委員の方5名で構成しています。行政情報公開及び個人情報公開の審  
                  査請求に係る諮問案件の調査並びに審査を行っていただいております。  
                  行政情報公開の状況及び公表状況等の監督も行っております。この会  
                  は、定例会は年1回5月又は6月に行っております。その他審査請求  
                  に係る諮問があった場合は随時開催しております。大体標準なんです  
                  が、審査請求に係る諮問があった場合1件あたり1回から3回、多く  
                  ても4回ぐらい開催をする必要があります。見直しに至った問題点  
                  ですが、昨今個人情報に関する法改正等により、運営審議



会に対して、より高度な法的専門性を求められることが多くなっております。現状益田市では、運営審議会委員の選定について必ずしも専門性を重視した人選にはなっていないため、今後の運営に支障をきたす恐れがあるという所です。それと情報公開に対する市民の関心の高まりと共に、行政情報公開並びに個人情報公開の開示請求の件数及び審査請求の件数が増加してきており、不服審査会の役割がより重要となってきたという所があります。現在の体制のまま専門性を重視した人選をすればいいのではないかと。ということもあるんですが、そうした場合運営審議会委員の人数15人を専門性を持った方で確保するというのは現実問題益田という地域ではなかなか難しいということと、高い確率でもう一つの行政不服審査会と同じ方が重複して両方の委員になるということが考えられます。そうしたことから、先ほどのような会の新設、廃止ということを検討したということになります。

2枚目に今後のイメージ図というのがありますが、先ほど御説明しましたように既存の会を廃止して両方の機能をもった新しい会を、専門性をもった弁護士とか大学の職員などを中心とした会を新設したいということです。これにつきましては、当然条例改正等が必要となってきますので、1枚目の資料の裏面にスケジュールがあります。3枚目の詳細なスケジュールもあるんですが、平成30年の12月、ここで条例改正と条例の新設を議会提案したいと考えています。その後、可決されましたら新審査会の委員の選定を行って平成39年の4月から新審査会の設置という所で今の所検討しております。説明は以上です。

(会長)           ありがとうございます。何か質問はありますか。よろしいでしょうか。それでは、承認していただいてよろしいでしょうか。

**【全員承認】**

これで本日の全てを終了いたします。

14時30分終了